報告者の氏名又は名称：＿＿＿＿＿＿＿＿

付表１　海外支店等への対外直接投資等残高
（報告者の決算月：　　年　　月決算）

（千通貨単位）

所在国又は地域	通貨名	設置資金及び拡張資金	支店等に対する貸付金残高	支店等からの借入金残高

（記入要領）１　西暦により記入すること。
２　本表における「海外支店等」とは、法第23条第２項に規定する支店等をいい、「対外直接投資等」とは、法第20条第11号に規定する資本取引及び海外支店等に対する対外直接投資をいう。なお、当該海外支店等の有する資産の額が１億円相当額以下の場合には、報告を要しない。
３　「設置資金及び拡張資金」、「支店等に対する貸付金残高」及び「支店等からの借入金残高」欄には、所在国又は地域ごとに通貨別に集計し、各通貨千単位で記入すること。
４　「設置資金及び拡張資金」欄には、支店等の純資産を記入すること。ただし、純資産の把握が困難な場合には、支店等の資産から支店名義で親会社以外から調達した資金の残高及び支店等に対する貸付金の残高を除くことにより算出しても差し支えない。
５　「支店等に対する貸付金残高」及び「支店等からの借入金残高」欄は、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等は、記入を要しない。

付表２　外国の会社型投資信託の残高
（報告者の決算月：　　年　　月決算）

（千通貨単位）

所在国又は地域	通貨名	残　高

（記入要領）１　報告者が議決権の100分の10以上を所有している外国の会社型投資信託で、当該出資に係る残高が、１億円相当額（報告者の事業年度末における簿価）を超える場合、その残高を投資信託の所在国又は地域ごと、通貨ごとに記入すること。
２　同一の所在国又は地域に対し複数の契約がある場合には通貨別に集計の上、記入すること。
３　記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本工業規格Ａ４）

報告者の氏名又は名称：＿＿＿＿＿＿＿＿

付表１　海外支店等への対外直接投資等残高
（報告者の決算月：　　年　　月決算）

（千通貨単位）

所在国又は地域	通貨名	設置資金及び拡張資金	支店等に対する貸付金残高	支店等からの借入金残高

（記入要領）１　西暦により記入すること。
２　本表における「海外支店等」とは、法第23条第２項に規定する支店等をいい、「対外直接投資等」とは、法第20条第11号に規定する資本取引及び海外支店等に対する対外直接投資をいう。なお、当該海外支店等の有する資産の額が１億円相当額以下の場合には、報告を要しない。
３　「設置資金及び拡張資金」、「支店等に対する貸付金残高」及び「支店等からの借入金残高」欄には、所在国又は地域ごとに通貨別に集計し、各通貨千単位で記入すること。
４　「設置資金及び拡張資金」欄には、支店等の純資産を記入すること。ただし、純資産の把握が困難な場合には、支店等の資産から支店名義で親会社以外から調達した資金の残高及び支店等に対する貸付金の残高を除くことにより算出しても差し支えない。
５　「支店等に対する貸付金残高」及び「支店等からの借入金残高」欄は、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等は、記入を要しない。

付表２　外国の会社型投資信託の残高
（報告者の決算月：　　年　　月決算）

（千通貨単位）

所在国又は地域	通貨名	残　高

（記入要領）１　報告者が議決権の100分の10以上を所有している外国の会社型投資信託で、当該出資に係る残高が、１億円相当額（報告者の事業年度末における簿価）を超える場合、その残高を投資信託の所在国又は地域ごと、通貨ごとに記入すること。
２　同一の所在国又は地域に対し複数の契約がある場合には通貨別に集計の上、記入すること。
３　記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本工業規格Ａ４）